

羽咋郡志賀町の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、**令和 5 年度**の固定資産税評価額に乗ずる倍率となりますのでご注意ください。

（注）これにより求められた相続税評価額は、令和 7 年分の相続税評価額となります。

令和 7 年分の相続税評価額

= 令和 5 年度の固定資産税評価額 × 評価倍率

市区町村名：羽咋郡志賀町

七尾税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
あ	相神	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	赤崎	全域	30	1.0	純 3.2	純 5.4	純 2.3	純 2.3		
	赤住	全域	30	1.0	純 3.4	純 4.6	純 1.8	純 1.8		
	阿川	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	安津見	全域	30	1.0	純 3.6	純 5.4	純 1.7	純 1.7		
	穴口	全域	30	1.0	純 3.2	純 5.4	純 1.7	純 1.7		
	安部屋	別荘分譲地内								
		1 宅地の固定資産税評価額 1 m ² 当たり 1, 6 0 0 円以上の土地	30	1.0	—	—	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	30	2.0	—	—	市比準	市比準		
		上記以外の地域	30	0.9	純 4.6	純 6.1	純 1.8	純 1.8		
い	甘田	国道 2 4 9 号沿い	30	1.0	—	中 34	純 1.7	純 1.7		
		上記以外の地域	30	1.0	純 3.3	純 6.1	純 1.7	純 1.7		
	稲敷	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	今田	全域	30	0.9	純 3.1	純 5.2	純 2.2	純 2.2		
う	入釜	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	岩田	全域	30	1.0	純 3.2	純 6.5	純 1.7	純 1.7		
	印内	全域	30	1.0	純 3.4	純 4.7	純 1.7	純 1.7		
	牛ヶ首	全域	30	1.0	純 3.4	純 4.3	純 1.8	純 1.8		
	鵜野屋	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
え	上棚	全域	30	0.9	純 3.2	純 5.4	純 1.7	純 1.7		
	上野	全域	30	1.0	純 3.7	純 4.6	純 1.8	純 1.8		
	江添	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
お	小浦	別荘分譲地内								
		1 宅地の固定資産税評価額 1 m ² 当たり 1, 6 0 0 円以上の土地	30	1.0	—	—	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	30	2.0	—	—	市比準	市比準		
		上記以外の地域	30	1.0	純 3.4	純 4.6	純 1.8	純 1.8		
	大坂	全域	30	1.0	純 3.2	純 5.4	純 1.7	純 1.7		

（注） 本町の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和 5 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和 7 年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和 5 年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：羽咋郡志賀町

七尾税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	大笹	別荘分譲地内	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 宅地の固定資産税評価額 1 m ² 当たり 1, 6 0 0 円以上の土地	30	1.0	—	—	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	30	2.0	—	—	市比準	市比準		
	大津	上記以外の地域	30	1.0	純 3.4	純 4.3	純 2.4	純 2.4		
		別荘分譲地内								
		1 宅地の固定資産税評価額 1 m ² 当たり 1, 6 0 0 円以上の土地	30	1.0	—	—	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	30	2.0	—	—	市比準	市比準		
		上記以外の地域	30	1.0	純 3.4	純 4.4	純 1.8	純 1.8		
	大鳥居	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	大西	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
か	大島	国道 2 4 9 号沿い	30	1.1	中 13	中 30	純 1.8	純 1.8		
		上記以外の地域	30	1.1	純 3.6	純 6.4	純 1.8	純 1.8		
	貝田	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	栢木	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	神代	全域	30	1.0	純 3.2	純 5.4	純 1.8	純 1.8		
	香能	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	川尻	全域	30	1.1	純 3.2	純 5.4	純 1.7	純 1.7		
	北吉田	全域	30	1.0	純 3.2	純 5.2	純 1.7	純 1.7		
き	給分	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	切留	全域	30	1.0	純 3.2	純 5.4	純 2.1	純 2.1		
	倉垣	全域	30	0.9	純 3.6	純 5.4	純 1.7	純 1.7		
く	栗山	全域	30	1.0	純 3.4	純 6.4	純 1.8	純 1.8		
	小室	全域	30	1.0	純 3.4	純 4.3	純 1.8	純 1.8		
こ	五里峠	別荘分譲地内								
		1 宅地の固定資産税評価額 1 m ² 当たり 1, 6 0 0 円以上の土地	30	1.0	—	—	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	30	2.0	—	—	市比準	市比準		
		上記以外の地域	30	1.0	純 3.4	純 4.2	純 1.8	純 1.8		

（注） 本町の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和 5 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和 7 年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和 5 年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：羽咋郡志賀町

七尾税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
こ	米町	全域	30	1.0	純 3.4	純 4.3	純 1.8	純 1.8		
さ	酒見	全域	30	0.9	純 3.1	純 5.1	純 2.2	純 2.2		
	笹波	全域	30	0.9	純 3.2	純 5.4	純 2.3	純 2.3		
	里本江	全域	30	0.9	純 3.0	純 5.3	純 2.2	純 2.2		
し	代田	全域	30	1.0	純 3.3	純 4.7	純 1.7	純 1.7		
	地保	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	清水今江	国道 2 4 9 号沿い	30	1.0	純 3.8	純 5.4	純 1.8	純 1.8		
		上記以外の地域	30	1.0	純 3.6	純 5.4	純 1.8	純 1.8		
	釈迦堂	全域	30	1.0	純 3.6	純 6.4	純 1.8	純 1.8		
す	末吉	国道 2 4 9 号沿い	40	1.0	中 18	中 63	純 1.8	純 1.8		
		上記以外の地域	30	1.0	純 3.6	純 5.4	純 1.8	純 1.8		
そ	草江	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	楚和	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	尊保	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
た	大福寺	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	高浜町	国道 2 4 9 号沿い	40	0.9	—	中 75	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 3.6	純 6.6	—	—		
		2 上記以外の地域	40	0.9	中 22	中 52	純 1.8	純 1.8		
	館	全域	30	1.0	純 3.2	純 5.4	純 1.7	純 1.7		
	館開	全域	30	1.0	純 3.4	純 4.7	純 1.7	純 1.7		
	田中	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	谷屋	全域	30	1.0	純 3.4	純 6.4	純 1.8	純 1.8		
	田原	全域	30	0.9	純 3.2	純 5.4	純 1.8	純 1.8		
つ	坪野	全域	30	1.0	純 3.3	純 6.5	純 1.7	純 1.7		
と	富来牛下	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.3	純 2.2	純 2.2		
	富来生神	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.3	純 2.2	純 2.2		
	富来地頭町	農業振興地域内の農用地区域		—	純 3.1	純 5.3	—	—		

（注） 本町の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和 5 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和 7 年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和 5 年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：羽咋郡志賀町

七尾税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
と	富来地頭町	上記以外の地域	40	0.9	中 5.7	中 15	純 2.0	純 2.0		
	富来高田	全域	40	0.9	純 3.0	純 5.3	純 2.2	純 2.2		
	富来七海	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.3	純 2.2	純 2.2		
	富来領家町	国道249号沿い	40	0.9	—	中 55	純 2.2	純 2.2		
		上記以外の地域	40	0.9	—	純 5.3	純 2.2	純 2.2		
	徳田	全域	30	0.9	純 3.2	純 4.5	純 1.7	純 1.7		
	灯	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	中泉	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	長沢	国道249号沿い	30	0.9	中 16	中 38	純 1.8	純 1.8		
		上記以外の地域	30	1.0	純 3.6	純 6.3	純 1.8	純 1.8		
な	長田	全域	30	0.9	純 3.6	純 6.4	純 1.8	純 1.8		
	中浜	全域	30	0.9	純 3.0	純 5.0	純 2.2	純 2.2		
	梨谷小山	全域	30	1.0	純 3.2	純 5.4	純 1.7	純 1.7		
	西山	全域		—	—	純 6.0	純 1.7	純 1.7		
	西山台1・2丁目	全域	30	1.0	—	—	純 1.7	純 1.7		
	二所宮	全域	30	1.0	純 3.2	純 5.4	純 1.7	純 1.7		
	直海	全域	30	0.9	純 3.4	純 6.4	純 1.7	純 1.7		
	火打谷	全域	30	0.9	純 3.6	純 4.7	純 1.7	純 1.7		
		火打谷出雲	30	1.0	純 3.3	純 5.1	純 1.8	純 1.8		
	東小室	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
ふ	広地	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	福井	全域	30	1.0	純 3.1	純 5.4	純 1.7	純 1.7		
	福野	国道249号沿い	30	1.0	中 13	中 28	純 1.8	純 1.8		
		上記以外の地域	30	1.0	純 3.6	純 6.4	純 1.8	純 1.8		
	福浦港	全域	30	1.0	純 3.2	純 5.4	純 2.2	純 2.2		
	仏木	全域	30	1.0	純 3.4	純 4.7	純 1.8	純 1.8		
		仏木新林	30	1.0	純 3.4	純 4.7	純 1.8	純 1.8		
		堀松	30	1.0	純 3.6	純 5.4	純 1.8	純 1.8		

（注） 本町の評価倍率については、令和7年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和5年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和7年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和5年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：羽咋郡志賀町

七尾税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
ま	町	別荘分譲地内								
		1 宅地の固定資産税評価額 1 m ² 当たり 1, 6 0 0 円以上の土地	30	1.0	—	—	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	30	2.0	—	—	市比準	市比準		
	松木	上記以外の地域	30	1.0	純 4.3	純 6.5	純 1.8	純 1.8		
		全域	30	0.9	純 3.4	純 4.3	純 1.8	純 1.8		
	も 百浦	別荘分譲地内								
		1 宅地の固定資産税評価額 1 m ² 当たり 1, 6 0 0 円以上の土地	30	1.0	—	—	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	30	2.0	—	—	市比準	市比準		
		上記以外の地域	30	1.0	純 3.4	純 4.6	純 1.8	純 1.8		
や	矢蔵谷	別荘分譲地内								
		1 宅地の固定資産税評価額 1 m ² 当たり 1, 6 0 0 円以上の土地	30	1.0	—	—	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	30	2.0	—	—	市比準	市比準		
		上記以外の地域	30	1.0	純 3.4	純 4.6	純 1.8	純 1.8		
	矢田	別荘分譲地内								
		1 宅地の固定資産税評価額 1 m ² 当たり 1, 6 0 0 円以上の土地	30	1.0	—	—	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	30	2.0	—	—	市比準	市比準		
		志賀の郷通り沿い	30	1.0	純 3.6	純 4.3	市比準	市比準		
		上記以外の地域	30	1.0	純 3.6	純 4.3	純 1.8	純 1.8		
	矢駄	全域	30	1.0	純 3.3	純 4.7	純 1.7	純 1.7		
	八千代	全域	30	1.1	純 3.2	純 5.4	純 1.7	純 1.7		
	宿女	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	八幡	全域	30	1.0	純 3.3	純 6.5	純 1.7	純 1.7		
	八幡座主	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
よ	米浜	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		
	若葉台	全域	30	1.0	純 3.2	純 5.4	純 1.7	純 1.7		
わ	和田	全域	30	1.1	—	—	純 1.8	純 1.8		
	上記以外	全域	30	0.9	純 2.4	純 5.5	純 2.2	純 2.2		

（注） 本町の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和 5 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和 7 年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和 5 年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。